

①～③のオプションは「勤務医師、看護職、医療従事者の方全員」が補償対象者となるため次のようなメリットがあります。

1 補償対象者の方の署名・捺印が不要です。

2 異動手続（就職、退職）が不要です。

3 付保もれ・更改もれの心配が不要です。

4 過去に退職された補償対象者の方も対象となります。

1 勤務医師賠償責任保険（包括契約）

医療施設での医療上の賠償事案による、勤務医師個人の賠償責任を無記名かつ包括的に補償します。

〈1〉保険金をお支払いする場合

医師または医師の指揮・監督下にある看護師、診療放射線技師、薬剤師などの使用人が日本国内において行った医療行為によって、患者の身体に障害（障害に起因する死亡も含みます。）を与えたことによって、被保険者である医師に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、医師個人が支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

〈2〉ご加入いただける方

医療施設の開設者

※基本契約（病院賠償責任保険）にご加入されていない場合で、この補償をご希望の方は、P28をご覧ください。

〈3〉被保険者

医療施設に勤務するすべての医師（過去に勤務していた方を含みます。）

〈4〉お支払いする保険金（示談・和解でも対象となります）

- ①法律上の損害賠償金（治療費、休業損害、慰謝料、逸失利益など）
- ②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

〈5〉保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ①海外での医療上の賠償事案
- ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③医療の結果を保証することによって加重された責任
- ④名誉き損および秘密漏えいに起因して生じた事故

など

〈6〉ご契約にあたってのご注意

- ①勤務される医師の方を一括して付保するため、一部の勤務医師の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての勤務医師の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその勤務医師が医療施設に勤務していたことを証明する名簿等が必要となります。

〈7〉保険金額・保険料

下記保険料に許可病床数を掛けてご算出ください。(小数点以下第1位四捨五入、1円単位)

【ご注意ください】

- ①病院賠償責任保険に割増引率が適用されている場合は、この保険料にも割増引率が適用されますのでご注意ください。その際の保険料につきましては、日本病院共済会もしくは損保ジャパンにお問い合わせください。
- ②病院賠償責任保険の過去の損害率算出の際の保険料および支払保険金に当該保険も含まれます。

(保険期間1年 団体割引20%適用 一括払)

契約の型 (医師特約の型を上限とします)		1型	10型	50型	70型	100型	300型
保険金額	身体障害1事故	100万円	1,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	3億円
	身体障害期間中	300万円	3,000万円	1億5,000万円	2億1,000万円	3億円	9億円
病院契約 保険料 1病床につき(円)	一般・療養病床 /介護医療院	381	1,761	3,902	4,248	4,687	7,187
	精神病床	94	434	962	1,046	1,155	1,770
	結核・感染症病床 /老健施設 他	132	609	1,349	1,468	1,620	2,485
診療所契約 保険料 1診療所につき(円)	診療所	1,874	8,659	19,192	20,894	23,057	38,513

※自己負担額はありません。

※介護老人保健施設の定員数は「結核・感染症病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※主契約(病院賠償責任保険)の保険金額を上回る契約の型(保険金額)を設定することはできません。

※勤務医師の補償はすべて同じ契約の型(保険金額)で設定することとなります。

※上記以外の保険金額をご希望の場合には、日本病院共済会もしくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

刑事弁護士費用担保追加条項(医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします（起訴後の費用を含みます）。



◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要

●保険金額

保険期間（1年）を通じて500万円となります。
※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

●保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

●保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時^(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^(注1)
- ②裁判所が略式命令を発した時^(注2)
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^(注3)

(注1) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

●保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件

ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など

●ご加入方法(割増保険料なしで自動セットされます)

個人契約としてご加入の場合(被保険者＝個人)

医師賠償責任保険(医師特約条項)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

病院契約としてご加入の場合(被保険者＝法人)

勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致死傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。